

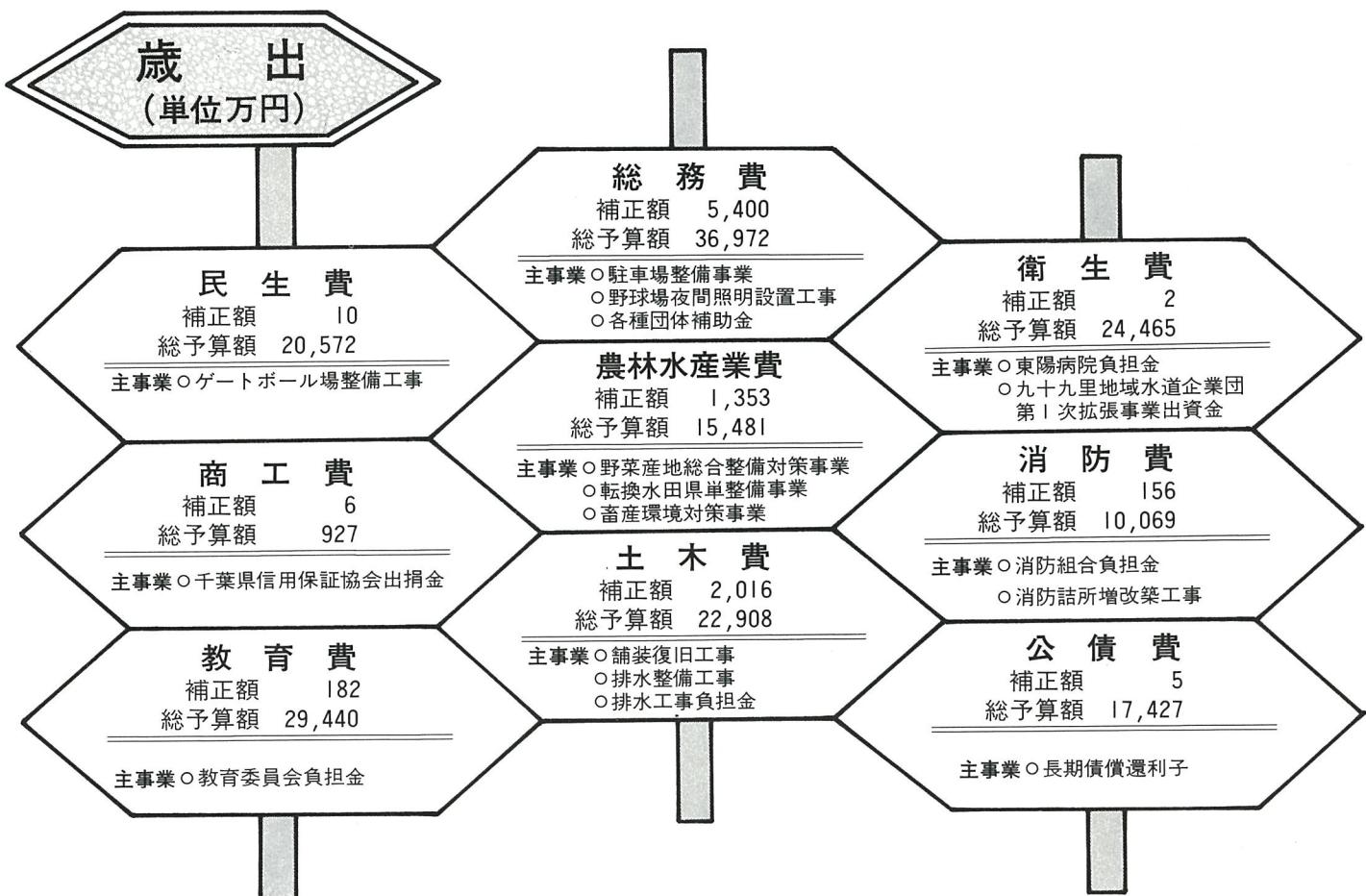
事業の概要

9月補正及び専決処分における主な事業は、地域住民の要望に対応すべく、道路整備を中心としたものであり、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免道路整備事業）に係る道路整備事業調査と栗山川から県有保安林沿いを東へ走る海岸道路の整備をするものであります。

農免道路整備事業は、母子地先から桑郷地先に至る全長約1kmを昭和59年度から昭和64年度完成を目指して事業を計画的に推進するものであり、この計画は、国道、県道及び町の主要道路と連絡される一方国道及び国鉄を南北に横断する（一部横断橋）唯一の基幹農道として地域農村社会及び

町民の交通需要に対応するとともに生活の便益増進に重要な役割を担うものと期待されます。

又、海岸道路整備事業については、昭和59年度から約5ヶ年計画をもって整備するものであり、この計画には、排水路及び歩道等の整備が網羅され、将来観光振興の拠点となるための道路整備の中核をなし、これら計画が地域社会に及ぼす効果は多大なものがあると期待されます。



専決処分による補正（補正第2号） 農免道路整備事業800万円とする歳出の追加であり、これにあてる財源として繰越金800万円をもって措置するものであります。